

まちを元気にする市民のまちづくり活動を応援します

令和2年度市民まちづくり活動 支援事業を募集

市では協働によるまちづくりを推進するため、
まちを活性化させる事業を行う団体に、補助金を交付しています。

対象事業

市民団体が市内で実施する事業で、市民の福祉向上や公益上の必要が認められる事業です。同一事業で市から別の補助金を受けているものは対象外です。

対象団体

市内を活動拠点とする団体で、構成員のうち市内に在住、在勤、在学する人が5人以上で、過半数となる団体。営利・政治・宗教団体や、構成員に市税の滞納がある場合は対象外です。

補助金の種類

〈スタート支援〉

まちづくり活動団体の設立や、事業開始のために必要な費用などを補助し、団体の自立を支援します。

対象／結成後2年以内で、継続して活動する団体

補助対象経費／事業に必要な事務費、講師謝礼金、ポスターなどの印刷費、通信費など
補助率／補助対象経費の10分の9以内

限度額／10万円(1団体1回)
〈ステップアップ支援〉

まちづくり活動団体の新規事業や、事業拡大に必要な費用を補助し、活動を支援します。
対象／設立後1年以上経過した団体

補助対象経費／事業の実施に必要な諸経費
補助率／補助対象経費の10分の8以内

※最長5回(スタート支援を受けた場合は4回)まで。最終年度は補助率10分の5以内。
限度額／1回当たり30万円

〈共通事項〉

- 人件費、食糧費、備品購入費、団体の運営費などは補助対象経費には入りません。
- 入場料や売上金などの収入がある場合は、補助対象経費から差し引きます。

申し込み方法

申請書に必要な事項を記入し、市民生活課に持参してください。申請書は市ホームページからダウンロードできるほか、市民生活課でも受け取れます。
申込期間／10月1日(火)～12月20日(金)
選考方法／書類審査と申請者からの事業説明による審査

申し込み・問い合わせ先

市民生活課市民生活支援班

☎62・53996

暮らしをもっと便利に

マイナンバーカードを作ろう



マイナンバーカードは公的な身分証明書などとして利用できます。住民票や印鑑登録証明書、戸籍証明書などのコンビニ交付サービスも利用できます。

こんなに便利なマイナンバーカード

- 公的な身分証明書として
マイナンバーカードは顔写真付きの公的な身分証明書として、口座開設やレンタルビデオ店の会員登録、郵便局での郵便物受け取りなどに利用できます。
- マイナンバーと本人確認
年金や税などの手続きでマイナンバーを求められても、これ1枚で手続きできます。
- コンビニで住民票などの証明書を取得
全国のコンビニエンスストアなどで、住民票の写しや印鑑登録証明書、戸籍証明書などが取得できます。

マイナンバーカードを作るには

- ① 通知カードに同封された申請書に顔写真を貼り、地方公共団体情報システム機構に郵送します。申請書に書かれた氏名、住所などに変更がある場合は、運転免許証などの本人確認書類を持参し、市民生活課が各支所住民室に来てください。申請に対応している証明用写真機やスマートフォン、パソコンからも申請できます。
- ② 約1か月後、市役所から自宅に交付通知が届きます。
- ③ 届いた交付通知、運転免許証などの本人確認書類、通知カードを持参し、祝日を除く月曜から金曜日の午後4時45分までに、市民生活課に来てください。

問い合わせ先

マイナンバー総合フリーダイヤル(☎0120-950178)
市民生活課管理班(☎62-5325)